

告示第92号

南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給要綱を次のように定める。

令和 6 年12月23日

南箕輪村長 藤城 栄文

南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南箕輪村犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第19号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、犯罪等により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、南箕輪村犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 条例第2条第1項第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時において次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
 - ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上の労務に服することができない程度であることを要する。）と医師に診断されたものをいう。

(4) 村民 条例第2条第4号に定める村民等のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき南箕輪村の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず南箕輪村の住民基本台帳に記録されず村内に居住する者であると村長が認める者をいう。

(5) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあっては、その遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては、医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

（見舞金の種類、支給額及び支給対象者）

第3条 見舞金の種類、支給額及び見舞金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次のとおりとする。

種 類	支給額	支給対象者
遺族見舞金	30万円（既に重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にあっては20万円）	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族（次条第1項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいい、重傷病見舞金の支給を受けた後死亡した犯罪被害者の遺族を含む。以下同じ。）であって、当該犯罪行為が行われた時において村民であった者その他村長が必要と認める者
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時において村民であった者その他村長が必要と認める者

（遺族の順位）

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第2条第2号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては第2条第2号イの子と、その他のときにあつては同号ウの子とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、第1順位遺族が遺族見舞金の申請をしない場合又は第1順位遺族が遺族見舞金の支給対象者でない場合は、第2順位以降

の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(見舞金を支給しないことができる場合)

第5条 村長は、次に掲げる場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病見舞金を受給する立場であった場合又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合

（ア） 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合

（イ） 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

（ウ） 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止策に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族が加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(見舞金の支給の申請)

第6条 遺族見舞金の支給を受けようとする支給対象者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下この条において「遺族見舞金支給対象者」という。）は、南箕輪村犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書兼請求書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）（以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を村が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 遺族見舞金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、村内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (3) 遺族見舞金支給対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族見舞金支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び遺族見舞金支給対象者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (5) 遺族見舞金支給対象者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- (6) 遺族見舞金支給対象者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し等）
- (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、南箕輪村犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を受けようとする支給対象者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下この項において「重傷病見舞金支給対象者」という。）は、南箕輪村犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書兼請求書（様

式第4号)及び申告書に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を村が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

- (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書(受傷日、療養期間、入院日数(精神疾患である場合は、労務に服することができない日数)及び病名を明記したものに限る。)
- (2) 重傷病見舞金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、村内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
(申請期限)

第7条 前条の規定による申請(重傷病見舞金の支給を受けた者が、遺族見舞金の支給を受ける場合における申請を含む。)は、犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると村長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定等)

第8条 村長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、速やかに、南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給(不支給)決定通知書(様式第5号)により、第6条の規定による申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

- 2 村長は、前項に規定する審査に際し、申請者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。
- 3 村長は、第1項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、警察その他関係機関への照会を行うことができる。
- 4 前項の規定は、第1項に規定する見舞金を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)後においても適用があるものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 村長は、当該見舞金の支給決定後、次のいずれかに該当した場合は、第8条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当していると判明したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。
- 2 前項の規定により取消しを行った場合は、村長は、南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給取消通知書(様式第6号)により当該見舞金の支給を受けた者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第10条 前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金の支給を受けた者は、村長が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

(相談窓口の設置)

第11条 条例第7条第1項に規定する窓口は、住民環境課に設置する。

(補足)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月23日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

南箕輪村犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書兼請求書

年 月 日

南箕輪村長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電 話

南箕輪村犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の支給を受けたいので、南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給要綱第 6 条の規定により、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害者の住所及び氏名

住 所
氏 名

2 犯罪被害者との続柄

☐配偶者 ☐子 ☐父母 ☐孫 ☐祖父母 ☐兄弟姉妹

3 犯罪被害者と加害者との 3 親等以内の親族関係

☐なし ☐あり（ ）

4 犯罪被害者による犯罪行為の誘発行為又は責めに帰すべき行為の有無

☐なし ☐あり

5 暴力団員による不当な行為の防止策に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号に定める暴力団、暴力団員に該当せず、また、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係にはありません。

☐はい ☐いいえ

6 遺族見舞金の支給後に、犯罪行為による被害でないと判明した場合又は南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給要綱第 9 条の規定による取消しを受けた場合

は、同要綱第 10 条の規定により既に支給を受けた遺族見舞金を速やかに返還します。

☐はい ☐いいえ

- 7 過去に南箕輪村犯罪被害者等見舞金の支給を受けた場合は、見舞金の種類
☐遺族見舞金 ☐重傷病見舞金

- 8 代理申請（代理申請を行わない場合は、記載不要）

住 所

氏 名

生年月日

電 話

代理申請をする理由

()

- 9 遺族見舞金の支給に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を村が保有する公簿等により確認することについての同意の有無

☐同意します ☐同意しません

- 10 遺族見舞金の支給に係る審査に際し、村が関係者及び警察その関係機関への照会を行うことについての同意の有無

☐同意します ☐同意しません

- 11 振込口座

金融機関名			
支店名			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※口座は申請者本人の名義に限ります。

12 添付書類（□のある欄は、該当する項目□にレ印を付してください。）

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	犯罪被害申請書（様式第2号）
	☐	犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
	☐	申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、村内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
	☐	申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が明らかにすることができる戸籍の謄本または抄本その他の証明書
該当する場合に添付が必要な書類	☐	申請者が犯罪被害者との事実婚の関係である場合
		申請者が犯罪被害者との婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情のあった者であるときは、その事実が確認できる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）
	☐	申請者が犯罪被害者の配偶者以外である場合
		申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係者と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときには、第1順位遺族であることを証明することができる書類（戸籍謄本又は抄本等）
	☐	申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、生計維持遺族である場合
		申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、生計維持遺族であるときは、犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる処理（犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し等）
	☐	第1順位遺族が複数いる場合
		遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、南箕輪村犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申請書（様式第3号）
☐	代理人による代理申請を行う場合	
	代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）	
☐	その他村長が必要と認める書類	

様式第2号（第6条関係）

犯罪被害申告書

年 月 日

南箕輪村長 様

申告者 住 所
氏 名
被害者との続柄
電 話

南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給要綱第6号の規定により、次のように申告します。

1 犯罪被害の概要

ふりがな			
犯罪被害者の氏名			
犯罪被害者の生年月日			
犯罪被害者の住所			
犯罪被害が発生した日			
犯罪被害を知った日※			
犯罪被害を受けた場所			
加害者の罪名	判明していない場合は、記載不要		
犯罪被害の概要			
被害届の提出	有・無	届出警察署	警察署
被害届提出日			

※犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日

2 情報提供の同意

遺族見舞金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、村が調査し、警察等関係機関が提供することの同意の有無

☐ 同意します ☐ 同意しません

様式第3号（第6条関係）

南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給（遺族見舞金）受給代表者決定申請書

年 月 日

南箕輪村長 様

代表者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄
電 話

私は、遺族見舞金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族見舞金を受給する者に指定されたことを申し出ます。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決します。

記

私は、上記代表者が遺族見舞金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の第1順位遺族 (署名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連絡先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名ができない者の理由等（未成年者又は所在不明等）については、下記のとおり申し出ます。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

様式第4号（第6条関係）

南箕輪村犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書兼請求書

年 月 日

南箕輪村長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電 話

南箕輪村犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）の支給を受けたいので、南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給要綱第6条の規定により、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害者の住所及び氏名

住 所
氏 名

2 犯罪被害者と加害者との3親等以内の親族関係

☐なし ☐あり（ ）

3 犯罪被害者による犯罪行為の誘発行為又は責めに帰すべき行為の有無

☐なし ☐あり

4 暴力団員による不当な行為の防止策に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員に該当せず、また、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係にはありません。

☐はい ☐いいえ

5 重傷病見舞金の支給後に、犯罪行為による被害でないと判明した場合又は南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給要綱第9条の規定による取消しを受けた場合は、同要綱第10条の規定により既に支給を受けた遺族見舞金を速やかに返還します。

☐はい ☐いいえ

- 6 過去に南箕輪村犯罪被害者等見舞金の支給を受けた場合は、見舞金の種類
☐遺族見舞金 ☐重傷病見舞金

- 7 代理申請（代理申請を行わない場合は、記載不要）

住 所

氏 名

生年月日

電 話

代理申請をする理由

()

- 8 遺族見舞金の支給に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を村
が保有する公簿等により確認することについての同意の有無

☐同意します ☐同意しません

- 9 遺族見舞金の支給に係る審査に際し、村が関係者及び警察その関係機関へ
の照会を行うことについての同意の有無

☐同意します ☐同意しません

10 振込口座

金融機関名			
支店名			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※口座は申請者本人の名義に限ります。

11 添付書類（□のある欄は、該当する項目□にレ印を付してください。）

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	犯罪被害申請書（様式第2号）
	☐	重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養機関、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）
	☐	申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、村内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
必要な書類 合に添付が 該当する場	☐	代理人による代理申請を行う場合 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）
	☐	その他村長が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

南箕輪村長

南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南箕輪村犯罪被害者等見舞金について、次のとおり決定したので、南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給要綱第8条第1項の規定により通知します。

☐ 支給

見舞金の種類	☐ 遺族見舞金 ☐ 重傷病見舞金
見舞金の額	円
支給予定日	年 月 日

※支給を決定した見舞金は、先に申出のあった預金口座に振り込みます。

☐ 不支給

理 由	
-----	--

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

南箕輪村長

南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給取消通知書

年 月 日付け第 号で支給決定しました南箕輪村犯罪被害者等見舞金について、南箕輪村犯罪被害者等見舞金支給要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、犯罪被害者等見舞金の支給を取り消しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 取消対象者氏名

2 取消対象支給額 金 円

3 取消事由

- (1) 要綱第 9 条第 1 項第 1 号に該当したため（要綱第 5 条第 号に該当）
- (2) 要綱第 9 条第 1 項第 2 号に該当したため